

○福井県立大学恐竜学部生生活応援事業補助金交付要綱

令和6年8月5日

告示第43号

改正 令和6年12月19日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝山市内に居住する福井県立大学恐竜学部生に対して、福井県立大学恐竜学部生生活応援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付し、勝山市内への居住促進による地域活性化を図ることを目的に、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 恐竜学部生 補助金の交付を申請する日(以下「交付申請日」という。)の属する年度の4月1日時点において、福井県立大学恐竜学部 に在籍する学生(大学院生を含む。)をいう。
- (2) 市内賃貸住宅等 次に掲げる住宅をいう。
 - ア 勝山市内の民間賃貸集合住宅、市営住宅及び定住促進住宅
 - イ その他勝山市内の戸建て住宅
- (3) 入居 賃貸住宅等の賃貸借契約を締結し、契約者又は居住者である恐竜学部生が当該住宅等を生活の本拠とすることをいう。
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた月額 of 賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料及び保証金を除く。)をいう。
- (5) 引越し 恐竜学部生が勝山市外から勝山市内へ居住地を移すための引越しをいう。

(補助金等)

第3条 補助金の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市内賃貸住宅等家賃補助

- ア 補助対象者 市内賃貸住宅等に入居する市外出身の恐竜学部生(勝山市への住民登録の有無は問わない。)
- イ 補助率 家賃月額の2分の1以内
- ウ 上限額 月額10,000円。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 自家用車等維持費補助

ア 補助対象者 自家用車等(電動アシスト自転車を除く。)を所有する者のうち、次のいずれかに該当する者

(ア) 市内賃貸住宅等に入居する市外出身の恐竜学部生(勝山市への住民登録の有無は問わない。)

(イ) 勝山市内に在住する勝山市内出身の恐竜学部生

イ 補助額

(ア) 自動車(四輪車) 月額5,000円(定額)

(イ) 二輪車 月額3,000円(定額)

(3) 学び応援金給付

ア 給付対象者

(ア) 市内賃貸住宅等に入居する市外出身の恐竜学部生(勝山市への住民登録の有無は問わない。)

(イ) 勝山市内に在住する勝山市内出身の恐竜学部生

イ 給付額 月額10,000円(定額)

(4) 引越し費用補助

ア 補助対象者 恐竜学部生(新入学生を含む。勝山市への住民登録の有無は問わない。)

イ 補助額 50,000円(定額)。ただし、一人につき1回限りとし、引越し業者利用の有無を問わない。

2 前項の補助対象者(前項第3号の場合にあつては給付対象者)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つものであつてはならない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福井県立大学恐竜学部生生活応援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 福井県立大学恐竜学部の在学証明書又は入学証明書

(2) 市内賃貸住宅等賃貸借契約書の写し(市内賃貸住宅等家賃補助申請の場合に限る。)

(3) 運転免許証の写し(自家用車等維持費補助申請の場合に限る。)

- (4) 自動車検査証の写し(自家用車等維持費補助申請の場合に限る。)
- (5) 標識交付証明書の写し(原動機付自転車を所有し、自家用車等維持費補助申請の場合に限る。)
- (6) 軽自動車届出済証の写し(排気量125cc超250cc以下の二輪車を所有し、自家用車等維持費補助申請の場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者は、当年度中の4月末日までに前項の申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、その結果を速やかに福井県立大学恐竜学部生生活応援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容に変更があったときは、福井県立大学恐竜学部生生活応援補助金変更交付申請書(様式第3号)に変更内容が確認できる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の額又は補助金の交付期間の変更を決定し、補助金の交付を受けた者に、通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに定める期間までに福井県立大学恐竜学部生生活応援事業補助金交付請求書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 4月分から9月分までの補助金 10月末日まで

(2) 10月分から3月分までの補助金 3月末日まで

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、補助金の交付が適当と認められた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第9条 前条の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る補助金が既に交付されている場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月19日告示第67号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

勝山市長

住 所
氏 名
電話番号

福井県立大学恐竜学部生生活応援事業補助金交付申請書

福井県立大学恐竜学部生生活応援事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金交付について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交 付 申 請 額	円				
補 助 対 象 事 業 (希望する補助対象事業に ☑をつけてください。)	☐ 市内賃貸住宅等家賃補助 補助額 月額 10,000 円 × か月分 = ※賃貸住宅等の契約内容<table><tr><td>賃 貸 借 契 約</td><td>家 賃</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td>月額 円 (共益費等除く。)</td></tr></table> ☐ 自家用車等維持費補助 (自動車 (四輪車) ・ 二輪車) 補助額 自動車 月額 5,000 円 (定額) × か月分 = 二輪車 月額 3,000 円 (定額) × か月分 = ☐ 学び応援金給付 補助額 月額 10,000 円 (定額) × か月分 = ☐ 引越し費用補助 (一人につき 1 回限りとする。) 補助額 50,000 円 (定額)	賃 貸 借 契 約	家 賃	年 月 日	月額 円 (共益費等除く。)
賃 貸 借 契 約	家 賃				
年 月 日	月額 円 (共益費等除く。)				

添付書類

1. 共通書類 福井県立大学恐竜学部在学証明書又は入学証明書
2. 個別書類

(1)市内賃貸住宅等家賃補助 賃貸借契約書の写し

(2)自家用車等維持費補助 運転免許証の写し、車検証の写し等

様式第2号（第5条関係）

勝 発第 号
年 月 日

申請者 様

勝山市長

福井県立大学恐竜学部生活応援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福井県立大学恐竜学部生活応援事業補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定区分 交 付 ・ 不交付

2. 交付決定額 円

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

勝山市長

住 所
氏 名
電話番号

福井県立大学恐竜学部生活応援事業補助金変更交付申請書

みだしの補助金につきまして、下記のとおり変更いたしますので、福井県立大学恐竜学部生活応援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額	変更前	円
	変更後	円

2 変更の理由

【添付書類：変更内容が確認できる書類】
.

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

勝山市長

請求者 住所
氏名
電話番号

福井県立大学恐竜学部生生活応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった福井県立大学恐竜学部生生活応援事業補助金を下記により請求します。

記

1. 交付決定額 円

2. 補助金請求額 円

3. 振込先口座

金融機関名	銀 行 金 庫 農 協			支 店 支 所			
口座種別	普 通 ・ 当 座						
店番							
口座番号							
口座名義	(フリガナ)						

発行責任者及び担当者

発行責任者	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる（氏名 電話番号 ）		
担当者	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる（氏名 電話番号 ）		

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)